

## コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律

(平成一六年六月四日法律第八一号)(衆)

### 一、提案理由(平成一六年五月一四日・衆議院本会議)

山本公一君 ただいま議題となりました三法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案について申し上げます。

映画、アニメ等のコンテンツは、国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、かつ、海外における我が国の文化等に対する理解の増進に資するものであるとともに、コンテンツビジネスは、将来において成長発展が期待される分野の事業であります。

そこで、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進は、国民生活の向上に寄与し、あわせて多様な文化の創造に資することを基本として行わなければならないこと等を定めることとしております。

第二に、国、地方公共団体及びコンテンツ制作等を行う者の責務を定めるとともに、連携の強化及び法制上の措置等を定めることとしております。

第三に、基本的施策として、人材の育成、先端的な技術に関する研究開発の推進等について定めることとしております。

第四に、コンテンツ事業の振興に必要な施策等として、多様な方法により資金調達を図るための制度の構築、権利侵害への措置等について定めることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

本案は、本日の内閣委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

以上が、三法案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院内閣委員長報告(平成一六年五月二八日)

和田ひろ子君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及びコンテンツ制作等を行う者の責務等を明らかにするとともに、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の基本となる事項並びにコンテンツ事業の振興に必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長山本公一さんより趣旨説明を聴取した後、コンテンツ産業の振興が国民経済等に与える効果、コンテンツ産業振興における官の役割、中小のコンテンツ制作事業者等の処遇改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。